

【稚内市電子納品の手引き【工事編】概要版】

1.電子納品で対象とする案件

・原則として全ての工事に係るすべての案件を対象とする。

※「発注者からの指示があった場合」、「特記仕様書に記載があった場合」等においては、受発注者協議のうえ、電子納品対象外とする。

2.手引きの基本方針

- フォルダ名称やファイル名称は日本語を利用する。
- 電子納品作成支援ツールを使用せずに作成が可能である。
- 対象とする事業分野は、一般土木、電気通信設備、機械設備、建築、港湾、農業、林業、上下水道である。

3.成果品

「稚内市電子納品の手引き【工事編】」に従い電子納品を行う場合は、以下を納品する。

- 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）×1枚（電子データ）
- 電子媒体納品書×1枚（紙）

※納品する成果品は、工事概要、図面（完成図、出来形図）、写真、打合せ簿、施工管理資料、その他資料、事前協議チェックシート、電子媒体納品書、電子成果品事前チェックシートで可能な範囲で電子データで納品する。